

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	指定管理者の指定	
根拠法令・条項	堺市立フォレストガーデン条例第19条	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>（指定管理者の指定の手続）</p> <p>第19条 市長は、第17条の規定により指定管理者にフォレストガーデンの管理をさせようとする場合は、特別の事由があると認めるときを除き、前条に規定する業務の遂行に関する能力を有する法人その他の団体のうちから公募により指定管理者を指定するものとする。</p> <p>2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。</p> <p>(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。</p> <p>(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。</p> <p>(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。</p> <p>(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。</p> <p>(5)周辺地域との連携を図る等、施設の効用を最大限発揮させることができること。</p> <p>(6)周辺地域の自然環境等を勘案した運営ができること。</p> <p>(7)管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(8)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件</p>	
標準処理期間	標準処理期間	約4か月
	標準処理期間を設定できない理由	